

令和 6 年度

第 3 回日田市地域公共交通確保維持協議会
(書面開催)

令和 6 年 11 月

次 第

<議 案>

- 【1】市内循環バスひたはしり号の運行内容の見直し 1～2
- 【2】令和7年度（R6.10.1～R7.9.30）フィーダー補助金の計画の変更 2～3

<資 料>

- 大分県バス無料デー概要 5
- 日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿 6
- 日田市地域公共交通確保維持協議会規約 7～8

<議案>

【1】市内循環バスひたはしり号の運行内容の見直し

① Aコース「岩尾整形外科病院前」バス停の廃止及び運行経路の変更

市内循環バスひたはしり号は令和5年2月13日の運行ルート再編以降、Aコースについてはハイエース車両（11人乗り）を使用していたが、利用者が当初の見込みを上回り乗車できない事態が発生したため、令和5年8月1日から使用車両をポンチョ（25人乗り）へと変更している。

Aコース（左回り）の『岩尾整形外科病院前』バス停は、病院から大通りへ合流する際に鋭角に曲がる必要のある箇所があるが、当初はハイエースでの運行を想定していたため、現在のポンチョでは「曲がる際に対向車線にはみ出るため事故の危険性が高い」や「大通りは交通量が多く合流に時間が掛かり運行に遅れが生じる」などの問題が発生していることから、『岩尾整形外科病院前』バス停を廃止するもの。

変更予定日：令和7年1月以降

●ひたはしり号 Aコース（左回り）運行経路



② 元日の運休

市内循環バスひたはしり号は年中無休で運行しているが、運行を受託している日田バス株式会社の運転手の不足・働き方改革などの理由から、利用者に影響の少ない1月1日を運休することとするもの。

●市内循環バスひたはしり号 利用者数実績 (単位：人)

	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
R5 年度	296	195	163	133	67	129	101	187	276
R4 年度	223	163	156	103	50	85	108	126	196
R3 年度	241	191	138	105	54	66	85	171	168

市内循環バスひたはしり号は、令和 5 年度は 1 日 200～300 人の利用者がいたが、年末年始においては明らかに利用者が減少している。特に、1 月 1 日は 67 人と極めて利用が少なく、過去 3 年間の利用実績を見ても 1 月 1 日の利用者は極端に少ない。一方で、その他の日については、令和 5 年度においては 100 人以上の利用者がいることから、通常どおりの運行とする。

<議案>

【2】令和 7 年度（R6.10.1～R7.9.30）フィーダー補助金の計画の変更

令和 6 年 6 月 21 日の第 2 回日田市地域公共交通確保維持協議会において承認いただき、令和 6 年 9 月 25 日付けで国土交通大臣から認定を受けた表記の計画について、下記の理由から変更申請を行うもの。

路線	変更箇所	変更内容	変更理由
市内循環バスひたはしり号 A～C コース（右回り・左回り） 計 6 路線	計画運行日数	365 日 ⇒ 364 日	ひたはしり号の元日運休
	計画運行回数	1,460 回(C 左) ⇒ 1,456 回 1,825 回(他) ⇒ 1,820 回	
日田バス五馬線	計画運行日数	294 日 ⇒ 292 日	大分県の実施 ※フィーダー補助金対象外 ※12/15 は日曜日のため元々運休
	計画運行回数	710 回 ⇒ 705 回	

※変更後の計画案は次ページを参照（変更は表 1 のみ）

※運輸局と調整のうえ、軽微な変更をする場合があります。

表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者（地域内フィーダーシステム）

令和7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画 運行 回数	利便増進特 例措置	運送継続特 例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			基準 ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準 ハで 該当する 要件 (別表7のみ)
			起点	経由地	終点						路線定期	路線定期	路線定期			
日田市	日田バス(株)	(1) 市内循環バス(ひたはしり号)Aコース(左回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③		
	日田バス(株)	(2) 市内循環バス(ひたはしり号)Aコース(右回り)循環線	日田バスターミナル	玉川町・日隈・石井	日田バスターミナル	循環 13.km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③		
	日田バス(株)	(3) 市内循環バス(ひたはしり号)Bコース(左回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若宮・隈町旅館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③		
	日田バス(株)	(4) 市内循環バス(ひたはしり号)Bコース(右回り)循環線	日田バスターミナル	田島町・若宮・隈町旅館街・高瀬	日田バスターミナル	循環 13.km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③		
	日田バス(株)	(5) 市内循環バス(ひたはしり号)Cコース(左回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝日町・清岸寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km	364日	1,456.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③		
	日田バス(株)	(6) 市内循環バス(ひたはしり号)Cコース(右回り)循環線	日田バスターミナル	豆田町・朝日町・清岸寺町・城町	日田バスターミナル	循環 15.5km	364日	1,820.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③		
	日田バス(株)	(7) 五馬線	日田バスターミナル	小迫	五馬入口	往復 26.1km 26.1km	292日	705.0回			路線定期	②(1)	JR九州の久大本線日田駅と日田バスターミナル(停留所)にて接続	③		
						.km										
						.km										
						.km										
						.km										
						.km										

（注）

- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダーシステムに係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダーシステムが接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

<資料>

1 概要

- 利用者の減少が続いている公共交通の利用を促進するとともに、買い物等の外出機会の創出による地域経済の活性化や交通渋滞の緩和、環境負荷の軽減など多面的な効果発現を検証するため、大分県内の路線バス9社を対象とした運賃無料運行「バス無料デー」を開催

○日程：令和6年12月15日(日)、令和7年1月15日(水)、令和7年1月22日(水)の合計3日間

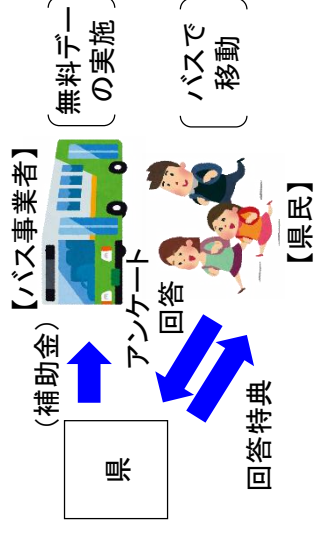
○運賃無料対象事業者

：大分県内に主な営業路線を有する以下の路線バス事業者

- ・大分バス株式会社
- ・大分交通株式会社
- ・玖珠観光バス株式会社
- ・臼津交通株式会社
- ・大交北部バス株式会社
- ・亀の井バス株式会社
- ・大野竹田バス株式会社
- ・国東観光バス株式会社
- ・日田バス株式会社

2 事業内容

- ① **運賃無料対象事業者が運行する路線バス**について、**大分県内等で降車する場合の運賃を無料として運行**
（コミュニティバス、高速・特急バス、空港バス、定期観光バス及び日田彦山線ＢＲＴは対象外）
 - ② **子ども・高齢者・マイカー利用者をターゲットとした広報**【11月中旬から順次開始】
（新聞広告、TVCＭ、ラジオ、チラシ・ポスター等）
 - ③ **バス無料デー開催日のバス利用者へアンケートを実施**
（アンケートは県内主要バス停で調査員による聞き取りなど）
 - ④ **アンケートや交通渋滞の分析結果を踏まえた施策立案**を行うとともに、**各バス事業者や市町村へ情報提供**し、割引や定期券の発行などに活用



日田市地域公共交通確保維持協議会 委員名簿

任期: 令和5年1月27日～令和7年3月31日

No	役 職	代表する項目	氏 名	所属・職名	備 考
1	会 長	日田市長	ムクノ ミチ子 棕野 美智子	日田市長	
2	委 員	九州運輸局大分運輸支局長	フジキ ジュンジ 藤木 淳史	九州運輸局大分運輸支局長	
3	委 員	一般乗合旅客自動車運送事業者(日田バス株式会社)	ホンダ サトシ 本田 哲	日田バス(株) 代表取締役社長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
4	委 員	日田市タクシー協会	イシカワ ナオフミ 石川 尚文	日田市タクシー協会会長	
5	委 員	一般社団法人大分県バス協会	モチヅキ イクオ 望月 郁男	大分県バス協会専務理事	
6	委 員	一般社団法人大分県タクシー協会	エグマ ハルヒロ 江熊 春彦	大分県タクシー協会専務理事	
7	委 員	鉄道事業者(九州旅客鉄道株式会社)	タムラ ナオキ 田村 直樹	日田駅長	
8	委 員	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	シモジウ ミシル 下城 実	日田バス労働組合 執行委員長	
9	委 員	住民又は利用者の代表	モリタカ シゲハル 森高 重春	日田市自治会連合会 副会長	
10	委員 (職務代理者)	住民又は利用者の代表	ハシモト ナリト 橋本 成人	日田市自治会連合会 副会長	監査委員(H28第3回 確保維持協議会で 決定:あて職)
11	委 員	大分県西部振興局	イシイ セイジ 石井 聖治	大分県西部振興局長	
12	委 員	大分県日田土木事務所	イシワ テツヤ 石和 徹也	大分県日田土木事務所長	
13	委 員	大分県日田警察署	マスタニ コウジ 枘谷 康治	大分県日田警察署長	
14	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	サトウ ノリ子 佐藤 野里子	日田市地域振興部長	
15	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	キヌガサ ユウジ 衣笠 雄司	日田市福祉保健部長	
16	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	ナカヤマ トシフミ 中山 敏章	日田市商工観光部長	
17	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	オオトモ トクヒロ 大友 得央	日田市土木建築部長	
18	委 員	日田市の交通施策関係担当部長	セグチ ヒデタカ 瀬口 英隆	日田市教育次長	
19	委 員	学識経験者	オオイ ヒサシ 大井 尚司	大分大学経済学部教授	

日田市地域公共交通確保維持協議会規約

(目的)

第1条 日田市地域公共交通確保維持協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）及び第27条の16の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「利便増進実施計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項

(協議事項)

第2条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 交通計画及び利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関する事項
- (2) 交通計画及び利便増進実施計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
- (3) 交通計画及び利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等の協議に関する事項
- (5) 路線の休止又は廃止に関する事項
- (6) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 日田市長
- (2) 九州運輸局大分運輸支局長
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者（日バス株式会社）
- (4) 日田市タクシー協会
- (5) 一般社団法人大分県バス協会
- (6) 一般社団法人大分県タクシー協会
- (7) 鉄道事業者（九州旅客鉄道株式会社）
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 大分県西部振興局

- (11) 大分県日土木事務所
- (12) 大分県日田警察署
- (13) 日田市の交通施策関係担当部長
- (14) 学識経験者
- (15) その他日田市長が必要と認める者

(会長及び職務代理者)

第4条 協議会に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は構成員の3分の2以上の出席（代理出席及び委任出席を含む。）により成立する。
- 3 会議の議決方法は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃料金部会)

第9条 協議会は旅客輸送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」）を協議するため、運賃料金部会をおく。

- 2 運賃料金部会は、道路運送法第9条第4項及び第9条の3第3項に定める協議会とする。
- 3 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項
- 4 運賃料金部会の委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 日田市長又はその指名する者
- (2) 当該運賃等を定めようとする旅客自動車運送事業者
- (3) 九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者
- (4) 住民又は利用者の代表
- 5 運賃料金部会に部会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。
- 6 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 7 部会長に事故がある場合には、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 8 運賃料金部会の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれたときは、出席委員の4分の3以上の賛成で決するものとする。
- 9 部会長は運賃料金部会での協議結果を、速やかに交通会議会長に報告するものとする。
- 10 前項までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関して必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮り定める。
- (分科会)**
- 第10条 第2条第1項第1号に掲げる業務について、専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
- (事務局)**
- 第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、日田市地域振興部地域振興課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第13条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- (財務に関する事項)**
- 第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (協議会が解散した場合の措置)**
- 第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月30日から施行する。
- 2 第6条本文の規定に関わらず協議会発足時の最初の委員の任期について、2年と定めるのは、平成25年1月31日とする。

附 則

- 1 この規約を、平成24年5月28日に改正する。
- 2 この規約を、平成26年2月10日に改正する。
- 3 この規約を、平成28年4月1日に改正する。
- 4 この規約を、平成29年2月21日に改正する。
- 5 この規約を、令和5年1月27日に改正する。
- 6 第6条本文の規定に関わらず令和5年1月27日規約改正時の最初の委員の任期について、2年とあるのは、令和7年3月31日とする。
- 7 この規約を、令和6年2月20日に改正する
- 8 この規約を、令和6年6月21日に改正する

